

難病医療費助成指定医療機関指定通知書の御案内

平素から、東京都の難病対策に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。難病医療費助成指定医療機関指定通知書をお送りします。

- 1 難病医療費助成制度について
同封の「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について」を御参照ください。
- 2 指定医療機関の役割について
裏面の厚生労働省告示第437号「指定医療機関療養担当規程」を御参考にしてください。
- 3 各種手続について

事 項	必要な手続	様式等	入手先
申請書に掲げる事項に変更が生じたとき	変更届	難病医療費助成指定医療機関変更届	東京都福祉保健局ホームページ「難病ポータルサイト」(難病指定医療機関制度の要件・申請手続きについて)
医療機関の開設者の変更、移転等により医療機関コードが変更になったとき	休止等届(現指定医療機関の業務廃止) +新規申請	難病医療費助成指定医療機関業務休止等届 難病医療費助成指定医療機関指定申請書 ※セットにして御提出ください。	
医療機関の業務を休止・廃止・再開したとき	休止等届	難病医療費助成指定医療機関業務休止等届	
医療法、健康保険法等に基づく処分を受けたとき	休止等届	難病医療費助成指定医療機関業務休止等届	
指定を辞退するとき	辞退申出	難病医療費助成指定医療機関辞退申出書	
指定通知書の再交付を受けたいとき	再交付申請	難病医療費助成指定医療機関指定通知書再交付申請書	
指定の更新を受けようとするとき	更新申請	難病医療費助成指定医療機関指定申請書	

- 4 公表について
都では、指定通知書に記載された事項のうち、次の事項をホームページに掲載します。
①医療機関名称・所在地・電話番号 ②標ぼうする診療科目名(病院・診療所のみ) ③指定期間
URL : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/shiteikikan/ichiran.html>
- 5 同封物
 - ・ 難病医療費助成指定医療機関指定書
 - ・ 指定医療機関の指定通知書の送付の御案内(本通知)
 - ・ 特定医療費に係る自己負担上限額管理票の記載方法について(指定医療機関用)

お問合せ先・変更届等の郵送先

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 疾病対策担当

住所 新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎29階南側

電話 03(5320)4471(直通) FAX 03(5388)1437

指定医療機関に係る御案内、指定医療機関の方に向けた情報提供のホームページ

URL : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/shiteikikan/index.html>

指定医療機関療養担当規程

(指定医療機関の義務)

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する指定難病の患者に対し特定医療を行う指定医療機関（同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十条に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、法の規定による特定医療を担当しなければならない。

(診療の拒否の禁止)

第二条 指定医療機関は、指定特定医療を受ける指定難病の患者（以下「受診者」という。）の診療を正当な理由なく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定医療機関は、指定難病の患者又はその保護者（法第五条第一項に規定する保護者をいう。）から法第七条第四項に規定する医療受給者証を提示して受診者の診療を求められたときは、その医療受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療をしなければならない。

(診療録)

第五条 指定医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第六条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第七条 指定医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して医療受給者証を交付した都道府県に通知しなければならない。

- 一 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 受診者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第八条 指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険又は後期高齢者医療の例によって（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては介護保険の例によって）」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

第九条 指定医療機関である薬局にあつては、第五条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。